

入札説明書

令和7年札幌市告示第5189号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年12月22日

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局行政部総務課文書係 電話 (011)211-3265
Eメール somu.syuhai@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 文書巡回集配業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 市内全域の集配所（仕様書による）
- (5) 入札方法 入札は1日あたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書の提出方法 下記5のとおり

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記5(2)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）
電話011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受

けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合资会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項第2号に定める

特定信書便役務の許可を取得し、提供区域に札幌市を含む者で、札幌市との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、各巡回先を巡回して引き受けることができる者。

- (8) 業務に使用可能な軽貨物自動車または営業用貨物自動車（小型）（以下「配送車両」という。）を12台確保できる者。また、事故・故障等の緊急時に迅速に代替車を手配し、業務を滞りなく行える者。
- (9) 最大積載量が250kg以上の配送車両を確保できる者。配送物の積載スペースについては、2,000リットル（2立方メートル）以上の配送車両を2台、その他は1,500リットル（1.5立方メートル）以上の配送車両を確保できる者。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限 令和8年2月18日（水）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月19日（木）10時00分開札〔文書巡回集配業務〕の入札書在中」の旨を記載して、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年2月19日（木）10時00分開札〔文書巡回集配業務〕の入札書在中」の旨を記載して、契約担当（上記2に同じ）宛に入札書の受領期限（必着）までに送付すること。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札の無効
 - ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。
- (5) 入札の延期等
 - 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
ア 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名又は名称および、住所並びに代理人であることの表示、および当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書と併せて委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所 令和8年2月19日（木）10時00分

札幌市本庁舎地下1階4号会議室

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(9) 本件の仕様等に対する質問

ア 提出方法

電子メールにて提出するものとする。件名を「文書集配業務に関する質問」とすること。なお、電話や来庁による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和8年2月6日（金）17時00分までに提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和8年1月9日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、「役務の提供が可能である証明（別紙3）」「事故など緊急時の代替措置案と連絡体制について書面で示したもの」「特定信書便事業の2号役務許可を取得していることを証明及び提供区域を証明するものの写し」「競争入札参加資格認定通知書」を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

- 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
 - イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
 - ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 - エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税法及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税法免税事業者申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された跡とする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、相手方が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ・本契約は確定しないものとする。
- (9) 契約条項 別紙5のとおり
- (10) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明
- 入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ア 提出場所
上記2に同じ。
 - イ その他
提出は持参することにより提出するものとし、送付又は伝送によるものは受け付けない。
- (11) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

以上